

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
11月2日
(金曜日)

目 次

- 規則
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………一
- 告示
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課)……………二
- 区画漁業権の免許(水産振興課)……………二
- 公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)……………二
- 種畜証明書の交付(畜産振興課)……………三
- 選管告示
政治団体の名称等……………四
- 政治団体の異動事項……………四
- 解散等に係る政治団体の名称等……………五
- 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等……………五
- 公安委告示
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の講習会の開催……………六

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月二日

山口県知事 村岡 嗣 政



山口県規則第八十四号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別記第五十四号様式中、「(33)」を、「(44)」に、「(49)」を、「(50)」に、

この通知書により納付すべき加算金額 (49) を

外国の法人税等の額の控除額 (31) を

外国関係会社等に係る控除対象所得相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 (31) を
外国の法人税等の額の控除額 (32) に

この通知書により納付すべき加算金額 (50) を

外国の法人税等の額の控除額 (31) を

外国関係会社等に係る控除対象所得相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 (31) を
外国の法人税等の額の控除額 (32) に

よ

仮装経理に基づく法人税制額の控除額 (22)	仮装経理に基づく法人税制額の控除額 (23)
利子割額の控除額 (控除した金額(45)) (33)	利子割額の控除額 (控除した金額(46)) (34)
差引法人税割額 (29-30-31-32-33) (34)	差引法人税割額 (29-30-31-32-33-34) (35)
既に納付の確定した当期分の法人税割額 (35)	既に納付の確定した当期分の法人税割額 (36)
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 (36)	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 (37)
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額(48) (37)	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額(49) (38)
この通知書により納付すべき法人税割額 (34-35-36-37) (38)	この通知書により納付すべき法人税割額 (35-36-37-38) (39)
算定期間中において事務所等を有していた月数 (39)	算定期間中において事務所等を有していた月数 (40)
円×72 (39) (40)	円×72 (40) (41)
既に納付の確定した当期分の均等割額 (41)	既に納付の確定した当期分の均等割額 (42)
この通知書により納付	この通知書により納付

すべき均等割額⑩-⑪⑫
この通知書により納付すべき県民税額⑬+⑭

すべき均等割額⑪-⑫⑬
この通知書により納付すべき県民税額⑭+⑮

利子割額 (控除されるべき額) ⑭
控除した金額 (⑯-⑰-⑱-⑲と⑳のうちの少ない額) ⑳
控除しきれなかった金額⑳-㉑
既に還付を請求した利子割額 ㉒
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額㉓-㉔

利子割額 (控除されるべき額) ⑮
控除した金額 (⑰-⑰-⑲-⑲と㉑のうちの少ない額) ㉑
控除しきれなかった金額㉑-㉒
既に還付を請求した利子割額 ㉒
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額㉓-㉔

に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年十一月二日

氏名	住所	山口県知事	村岡 嗣 政
荒木 鈴美	宇部市大字上宇部二五五八の六		指定年月日
河崎 未夏	山口市嘉川三五一五の一八		〃
			〃
			〃
施術者の氏名	施設名称	所在地	指定年月日
藤井 惇記	ふみ整骨院	周南市周陽二丁目一番四〇号	平成三〇、九、四

山口県告示第三百八十号

区画漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等に関する告示（平成三十年山口県告示第二百七十五号）に係る漁業権につき、次のとおり漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定による免許をした。

平成三十年十一月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

免許番号	漁業権者	存続期間
内区第一号	山口市	平成三十年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで
内区第二号	宇部市	〃
内区第三号	下関市	〃



(二五三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年十一月二日から平成三十一年三月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十一月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一	大規模小売店舗の名称及び所在地	
名称	スーパードラッグコスモス宇部厚南店	
所在地	宇部市大字妻崎開作五二〇の一	
二	届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
名称	芙蓉総合リース株式会社	代表者の氏名
	東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二 辻田 泰徳	
三	変更に係る事項の概要	
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前後

大規模小売店舗に
おいて小売業を行
う者の住所

株式会社コスモス薬品

宮崎市新栄町三三

福岡市博多区博多駅
東二丁目一〇番一〇号

四 届出年月日
平成三十年十月十九日

五 変更年月日
平成十七年四月十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパードラッグコスモス宇部厚南店

所在地 宇部市大字妻崎開作五二〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二 辻田 泰徳

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の住所	東京都千代田区三崎町三丁目三番二三号	東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二三号

四 届出年月日
平成三十年十月十九日

五 変更年月日
平成三十年一月一日

(二五四) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年十一月二日から平成三十一年三月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十一月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパードラッグコスモス下松店

所在地 下松市大字末武下四二三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二 辻田 泰徳

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の住所	東京都千代田区三崎町三丁目三番二三号	東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二三号

四 届出年月日
平成三十年十月十九日

五 変更年月日
平成三十年一月一日

(二五五) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四條第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

平成三十年十一月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
三一七〇四〇 四〇〇九六	A B 六九三		その他	平成二九、三、四	宮城 県	外	岩国市錦町宇佐郷 ブライフーズ株式 会社山口A I セン ター
三一七〇四〇 四〇〇九四	A B 六九一		〃	〃	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇四八	C 一 一四六		〃	平成二八、七、六	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇九八	A B 六九五		〃	平成二九、三、二	〃	〃	〃

三二七〇四〇	AB六六八	〃	〃	〃	〃
四〇〇三三三	〃	〃	〃	〃	〃
三一七〇四〇	HD〇〇七	〃	〃	〃	〃
四〇〇六三三	〃	〃	〃	〃	〃
三一七〇四〇	HD〇〇六	〃	〃	〃	〃
四〇〇六二二	〃	〃	〃	〃	〃



山口県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十年十一月二日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一雄

政治団体の名称	代表者の名氏	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出(届年月日)
日本一の定住都市防府を創る会	田中 敏靖	田中 敏靖	防府市石が口2丁目 / 番2号		平成30、3、27
萩と歩む会	清水 明人	守永 忠世	萩市大字堀内210の24		〃 〃 12
本地涼子後援会	海原 三勇	縄田 明海	下関市田中町10番2号		〃 〃 23

山口県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成三十年十一月二日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一雄

政治団体の名称	代表者の名氏	異動事項	内容		備考(異年月日)
			異動	旧	
			新		

自由民主党下関支部	西本健治郎	代表者	西本健治郎	平岡 望	平成30、3、3
自由民主党柳井支部	星出 拓也	会計責任者	賀原 基和	中次 俊郎	〃 〃 /
自由民主党山口県宇部市第三支部	篠崎 圭二	〃	河原 直美	谷川 満男	〃 〃 23
いそべ孝義後援会	磯部 孝義	事務所	下松市大字東豊井902の1	下松市大字東豊井902の1	〃 〃 /、/
いわふじむつ子後援会	岩藤 睦子	会計責任者	岩藤 睦子	中本知都枝	〃 〃 3、26
小野泰後援会	小野 泰	会計責任者	田所 淳三	河原 克彦	〃 〃 23
香川昌則後援会	香川 昌則	事務所	下関市武久町1丁目2番1号	下関市橋生本町7番13号	〃 〃 /
国井益雄後援会	国井 益雄	会計責任者	国井 牧代	小畑 勝敬	〃 〃 20
しのぎまご二後援会	前田 勲	代表者	前田 勲	上野 隆	〃 〃 23
田中丈夫後援会	三好 一敏	〃	光畑 公子	中村 公子	平成29、1、4、
土屋はるみ後援会	村岡 敦彦	〃	上田 義明	大江 信義	平成30、8、3、
TKC安倍晋三政経研究会	川波 正利	事務所	下関市川中豊町7丁目10番10号	下関市貴船町3丁目1番25号	平成29、1、7、
とくしげ謙二後援会	新村 一男	会計責任者	山本 章史	守田 隆志	〃 〃 9、〃
日本農業政治連盟山口県支部	垣村 和彦	代表者	垣村 和彦	枝廣 憲三	平成30、8、3、
長谷川知司後援会	山本 洋吾	事務所	山陽小野田市大字通2丁目8番5号	山陽小野田市大字小野田870	〃 〃 14
原真也後援会	杉 謙一郎	代表者	杉 謙一郎	坂本 雪彌	〃 〃 21
藤井律子後援会	石村 敏昭	〃	石村 敏昭	中村 恒之	〃 〃 15
藤田ごうじ後援会	村上 統一	〃	村上 統一	藤田 剛二	〃 〃 20

		会計責任者	中村 憲三	野村 誠	
松田英二後援会	松田 直規	代表者	松田 直規	笹山 茂	〃 23
		会計責任者	松田ミユキ	藤永 高登	
三原昭治後援会	佐竹 利介	〃	田村 貴治	古村 清人	〃 1、1
山口県柔道整復師連盟	藤本 義秀	代表者	藤本 義秀	久保英治郎	平成29、 6、4
山口県電気工事工業組合政治連盟	城 英明	〃	城 英明	前村 隆規	〃 2
		会計責任者	〃	〃	
吉田真次後援会	藤尾 憲美	〃	吉田 静香	升田 博文	平成30、 3、23
		事務所	下関市豊北町大字北宇賀3556	下関市豊北町大字北宇賀3460	

山口県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十年十一月二日

山口県選挙管理委員会 田中 一 強

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県岩国市第四支部	藤井 明宣	堀江 泰	岩国市関戸 / 丁目1100 /	平成29、 12、31
金井光男後援会	金井 光男	金井 裕子	周南市原宿町5番 / 号	平成30、 3、28
河本芳久後援会	永田 誠	河本 弘美	美祿市秋芳町別府2724の /	平成29、 12、31
岸村敬士後援会	大矢 雅之	岸村香代子	周南市大字須々万本郷628	〃 〃
ささき武夫後援会	佐々木武夫	佐々木正子	萩市大井1985の7	〃 〃

柴田保央後援会	佐伯 正範	柴田ミエ子	〃 大字福井下835の2	平成30、 3、20
なかつき俊郎後援会	中次 計雅	柳井市天神14番35号		平成29、 12、31
なかの明彦後援会	中野 明彦	大野 耕作	長門市三隅下2729	平成30、 3、15
畑原基成後援会	隅 喜彦	藤井 明宣	岩国市関戸 / 丁目1100 /	平成29、 12、31
松尾たかひり後援会	松尾 孝則	松尾 政子	柳井市南浜 / 丁目2番 / 号	〃 〃
もつと住みよい阿武町を考える会	花田 憲彦	花田美代子	阿武郡阿武町大字奈古1863	〃 〃
八代もな後援会	上村 萌那	八代 益美	〃 〃 〃 2744の5	〃 〃
山縣昂亮と笑顔あふれるふるさとを創る会	西田 幸誠	西田紗央里	山口市大内矢田南3丁目 / 番27号	平成30、 3、1
吉村基後援会	大濱 佐	穴田 久夫	大島郡周防大島町大字久賀507の /	平成29、 12、31

山口県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十年十一月二日

山口県選挙管理委員会 田中 一 強

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (資金管理団体でなくなった年月日)
金井 光男	金井光男後援会	平成30、3、28
佐々木武夫	ささき武夫後援会	平成29、12、31

